

第 34 回 J/24 クラス全日本選手権大会

(2014 年 11 月 15 日～11 月 24 日)

(日産マリーナ東海)

および日本 J/24 クラス協会

(愛知県西尾市東幡豆町)

帆走指示書

1. 適用規則

- 1.1 本レガッタには、2013-2016 セーリング競技規則(以下規則という)に定義された規則を適要する。
- 1.2 規則 42 違反艇に対し付則 P を適用する。但し、規則 P1 中の「セール番号」は、「セール番号またはバウ・ナンバー」とする。これは規則 P1 を変更している。
- 1.3 チャーター艇で参加をする場合、艇体番号とセール番号の不一致は、これを認める。また、規則 G3 は適用しない。
- 1.4 艇が各日の最初のレースのために係留場所を離れてから係留場所に戻るまでのレース中ではない間、艇は、RRS41 により許されている場合を除き、他の競技者または主催者の指示の下にある運営艇を除く外部の者からの援助を受けてはならない。
レース中は RRS 41 が修正なしに適用される。
レース委員会 (RC) が、信号旗 H の上に AP、及び、AP-A、N-H、N-A を掲揚した場合は、上記の RRS 41 に対する追加規定は、艇が再び係留場所を離れるまで停止される。
これは RRS 41 および第 4 章の前文を変更している。
- 1.5 各艇に対しバウ・ナンバーが指定され、レガッタ中その艇を識別するために使用される。
バウ・ナンバーはレース委員会事務局から配布され、別途指示する位置に貼付しなければならない。バウ・ナンバーは大会受付時に大会が終わって艇が上架されるまで、しっかりと貼られていなければならない。
- 1.6 規則 61.1 (a)に基づき掲揚される赤色旗は、縦 150mm 以上、横 200mm 以上とする。これは規則 61.1 (a) を変更している。
- 1.7 規則 44.3 に基づき掲揚される黄色旗に代えて I 旗を用いても良い。黄色旗、I 旗、いずれの場合も縦 150mm 以上、横 200mm 以上とする。
これは規則 44.3 を変更している。

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告は、陸上本部前 (マリーナ南館) 芝生広場側に設置された公式掲示板に掲示される。
- 2.2 帆走指示書に関する質問は、レース委員会あてに書面で提出しなければならない。質問と回答は、可能な限り速やかに公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:00 時までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 20:00 時までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前（マリーナ南館）において発せられ、信号旗は、芝生広場前のフラグポールに掲揚される。
- 4.2 AP旗が陸上で掲揚された場合、レース信号AP旗の「1分」を「60分以降」に置き換える。これは、RRS信号旗を変更している。
- 4.3 Y旗が陸上で掲揚された場合、水上にいる間は常に規則40が適用される。これは第4章前文を変更している。

5. レース日程

5.1 大会スケジュール

日付	曜日	時刻	予定
11月15日	土	13:00~17:00	大会受付 艇体計測
11月16日	日	09:00~17:00	大会受付 艇体計測
11月20日	木	10:00~17:00 13:00~17:00	大会受付 艇体、セール計測 乗員体重測定
11月21日	金	09:00~17:00 14:25	大会受付 艇体、セール計測 乗員体重測定 トライアルレースの予告信号予定時刻
11月22日	土	08:00~09:00 09:00~09:30 10:55 18:00~	出艇申告 乗員体重測定 艇長会議 最初のレースの予告信号予定時刻 会員総会 ウェルカムパーティー
11月23日	日	08:00~09:00 09:55	出艇申告 乗員体重測定 最初のレースの予告信号予定時刻
11月24日	月 (祝)	08:00~09:00 09:55 15:00~	出艇申告 乗員体重測定 最初のレースの予告信号予定時刻 表彰式

- 5.2 本大会は7レースが予定される。
- 5.3 本大会は、3レースの完了を以て成立する。
- 5.4 1日に予定されるレースは3レースである。予定された日程より1レースを越えて先行してない場合、1日につき1レースを追加して行うことがある。
- 5.5 大会最終日は、13:00を越えて予告信号が発せられることない。

6. クラス旗

RRS26のクラス旗は、J/24クラス旗（白地に青色のクラスエンブレム）とする。

7. レース・エリア

添付図Aにレース・エリアを示す。

8. コース

- 8.1 コースは風上／風下の 5 レグ (コース 1) または 4 レグ (コース 2) である。
- 8.2 添付図 B の見取図がコースを示す。
- 8.3 予告信号以前に、レース委員会信号艇 (以下、RCSB と言う。) は、帆走すべきコースの指示、および、最初のマークのおよそのコンパス方位と距離を掲示する。コース指示は、「数字旗 1」がコース 1 を、「数字旗 2」がコース 2 を示す。
- 8.4 オフセット・マーク (マーク 1a として示す) がマーク 1 と併せて使用される。オフセット・マークは (風上を見て) ウェザー・マークの左側、ウェザー・レグに対して概ね直角に、マーク 1 のポート側約 10-15 艇身の距離に設置される。
- 8.5 マーク 2 は二つのマーク (マーク 2p とマーク 2s) からなるゲートである。コース変更が行われた場合を除き、ゲートは概ねレース委員会信号艇 (以下、シグナルボートと言う。) の風上で、レース委員会の裁量によりきめられた距離に置かれる。ゲートはスタート信号の後に設置されることがある。
- 8.6 コース変更の場合を除き、コース 1 のフィニッシュ・ラインは、マーク 1 より風上に設置される。

9. マーク

- 9.1 マーク 1 は黄色に赤色帯の円柱形インフレタブルのブイ、マーク 1a は黄色で細型円柱形インフレタブルのブイである。マーク 2p と 2s は、黄色円柱形のインフレタブルのブイである。
- 9.2 後述のマークは回航マークである。: 1、1a、2P、2S
- 9.3 SI 12 に従って使用される新しいマークは、黄色に黒色帯の俵型インフレタブルのブイである。
- 9.4 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボード側の端にあるレース委員会艇と、ポート側の端にある黄色の俵型インフレタブルのブイである。
- 9.5 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの端に位置するレース委員会艇と、もう一方の端に位置する黄色の俵型インフレタブルのブイである。
- 9.6 SI 12.3 で規定されている、コースのレグを変更する信号を発しているレース委員会艇は、マークである。

10. 障害物である区域

- 10.1 障害物として指定される区域はない。

11. スタート

- 11.1 RRS 26 に従ってスタートする。
- 11.2 スタート・ラインはスタート・マーク上のスターボード側の端に位置するレースコミッティボート上のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポート側の端のブイのコースサイド側の最前面との間とする。
- 11.3 スタート信号後 10 分を過ぎてスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは RRS 63.1、A4 および A5 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグを変更するコース変更は、RRS 33 に従って信号が発せられる。
- 12.2 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し (または、フィニッシュ・ラインを移動し)、実行可能になり次第、元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合は、元のマークをもって置き換える。

- 12.3 ゲートでの場合を除き、艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会艇と近くのマークとの間を、マークをポート側、レース委員会艇をスターボード側に見て通過しなければならない。これは RRS 28 を変更している。

13. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・ライン艇上のオレンジ旗を掲揚したポールの間と、付近のインフレタブル・マークとの間とする。
- 13.2 レース委員会がその日のうちにあと 1 つのレースを行う意向である場合、レース委員会は、艇がフィニッシュしている間、第 2 代表旗（音響なし）を掲揚する。これは RRS レース信号を変更している。

14. ペナルティー方式

- 14.1 RRS 44.2 および 44.1 の一部（回転ペナルティー）は本レガッタにおいては使用されない。RRS 44.3 得点ペナルティーが、IJCA による修正を加えたペナルティー（下記の表）を用いて適用される。RRS 44.1(a) および 44.1(b) は有効のままである。

行動とペナルティー	10%	20%	25%	30%
マークとの接触	X			
第 2 章の規則違反（航路権とルーム）	X			
ゾーン内での第 2 章の規則違反（航路権とルーム）		X		
マークとの接触に対するアフターレース得点ペナルティー		X		
第 2 章の規則違反（航路権とルーム）に対するアフターレース得点ペナルティー		X		
ゾーン内での第 2 章の規則違反（航路権とルーム）に対するアフターレース得点ペナルティー			X	
上記アフターレース得点ペナルティーを抗議締切時刻後に履行する場合				X
アービトレーションの結果、履行する場合。				X
レース委員会またはインターナショナル・ジュリーにより審問なしに課されるペナルティー：これは RRS 63.1 を変更している。				
艇がレース前にチェックインをしなかった場合（SI 8.1）（RC）	X			
正しい得点ペナルティー履行の要件が一部しか（すべてではなく）満たされなかった場合（Jury）				X
RRS 42 違反に対するペナルティー（Jury）	X			

- 14.2 RRS 44.3(c) を次のように修正する：得点ペナルティーを履行した艇のレース得点は、ペナルティーがなかった場合よりもペナルティー数の分だけ悪い得点としなければならない。ペナルティー数は、上記の表に示された得点ペナルティー・パーセンテージからその艇の状況にもっとも適合するものを用いて、参加艇数に掛けた整数（小数点以下第 1 位を四捨五入）としなければならない。ただし、その艇の得点は、Did Not Finish よりも悪くならない。得点ペナルティーが適用されたことによって他の艇の得点を変更してはならない。したがって、2 艇が同じ得点となることがある。

- 14.3 RRS 44.3(b) の報告義務は、フィニッシュラインに位置する運営艇に伝えなければならない。加えて得点ペナルティーを受け入れた艇は、陸上本部で入手できる「得点ペナルティー承諾書」を提出しなければならない。レース委員会は、得点ペナルティーを正しく受け入れた艇のリストを、公式掲示板に掲示する。
- 14.4 アフターレース得点ペナルティーは、そのインシデントが関係する審問が始まる前までに「得点ペナルティー承諾書」を提出することにより履行することができる。表に示すとおり、抗議締切時刻の前か後かで、提出の時期はペナルティー数に影響する。
- 14.5 アービトレーションを、第 2 章の規則または RRS 31 に関するインシデントについて、抗議審問に先立って使うことができる。アービトレーションで受け入れたペナルティーは、表に示されたとおりである
- 14.6 RRS 付則 P が適用される。ただし、P2 は P2.1 のみがペナルティーとして適用されるように修正される。P2.1 に対するパーセンテージ・ペナルティーは表の通り修正される。
- 14.7 RRS 64.1 に基づいたその他のペナルティーが、いくつかの IJCA 規則違反に対して適用される。添付書 1 を参照のこと。

15. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 15.1 レースのターゲット・タイムは 75 分とする。ターゲット・タイムに合わなかったことは、救済の根拠とはならない。この項は RRS 62.1(a) を変更している。
- 15.2 コースを帆走してフィニッシュした最初の艇から、20 分以内にフィニッシュできなかった艇（その後リタイアしたり失格または救済を受けなかった場合）は、審問なしに TLT (Time Limit Expired タイム・リミット切れ) と記録される。TLT の得点は、タイム・リミット内にフィニッシュした艇の数より 2 点多いものとする。これは RRS 35、63.1、A4 および A5 を変更している。レース委員会は、フィニッシュ・ウィンドウが閉じた時点で、長音 1 声とともに青色「フィニッシュ・ラインに位置している」旗を降下する。

16. 抗議および救済要求

- 16.1 抗議書式は陸上本部で入手できる。抗議および救済要求、または審問の再開要求は定められた締切時刻までに提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻は、その日の最終レースのレース終了時刻、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないとの信号を発して、または掲示してからの、いずれか遅い方から 90 分後とする。
- 16.3 レース委員会は、レース委員会またはジュリーにより与えられたペナルティー（付則 P に基づく RRS 42 違反を含む）のリストを、抗議締切時刻より前に掲示する。これらのペナルティーに基づく救済要求の期限は、掲示後 30 分または抗議締切時刻のいずれか遅い方とする。
- 16.4 審問の当事者および、証人として指名されている競技者に審問について通知するため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。審問は日産マリーナ東海クラブハウス 2 階にあるプロテスト・ルームにおいて掲示された時刻から行われる。
- 16.5 指示 11.3, 18, 21, 23, 24, 25, 26, および 27 の違反は艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1 (a) を変更している。これらの違反は、ジュリーの決定によって、失格よりも軽減することができる。
- 16.6 レースが予定されている最終日には、審問再開の要求は以下の期限までに提出されなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日またはそれ以前に判決を通告された場合、抗議締切時刻。
 - (b) 要求する当事者が当日に判決を通告された場合、通告後 30 分以内。
 この項は RRS 66 を変更している。



- 16.7 レースが予定されている最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決が掲示された後 30 分以内に届けられなければならない。この項 RRS 62.2 を変更している。

17. 得点

- 17.1 大会が成立するには、3 レースが完了しなければならない。
- 17.2 完了したレースが 5 レース未満の場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。5 レース以上が完了した場合には、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。この項は付則 A を変更している。

18. 安全規定

- 18.1 艇長は、出艇前までに当日の乗員リストを提出することとする。帰着したら帰着申告のサインすることとする。
- 18.2 毎日、最初のレースの予告信号前に各艇は、スターボードタックで G 旗を掲揚した RCSB のスターンを通りながら、レース委員会がバウ・ナンバーを復唱するまで、自艇のバウ・ナンバーを呼びかけなければならない。
- 18.3 レースからリタイアした艇、レースに出場しない意向の艇、またはレース・エリアに戻る予定、あるいは戻った艇は、できるだけ速やかにレース委員会に通知しなければならない。

19. 乗員、および装備の交換

- 19.1 RRS 87 に従って、クラス規則 5.3 を変更し、大会への乗員登録は各艇 10 名までとし、複数の艇に重複して登録することは出来ない。また、登録された乗員の交代は認められない。ただし、緊急時や異常な状況に於いて、レース委員会の書面での許可による場合はこの限りではない。
- 19.2 乗員の人数はレガッタを通じて変更してはならない。
- 19.3 損傷を受けたか失われた装備の交換は、レース委員会による承認なしには許可されない。交換の要求は最初の妥当な機会にレース委員会に対し行われなければならない。計測済みで艇内に搭載しているスピナーカー・ポールおよび、ラダーとの交換は、通知なしに行ってもよい。

20. 装備および計測のチェック

- 20.1 艇または装備は、クラス規則および帆走指示書に適合していることを確認するため、いつでも検査されることがある。水上で艇は、検査のために指定された区域に直ちに向うよう、レース委員会のエキップメント・インスペクターまたはメジャラーから指示されることがある。

21. 大会広告およびバウ・ナンバー

- 21.1 艇は、主催団体から支給されるバウ・ナンバーを表示しなければならない。これらのバウ・ナンバーは、一緒に支給される指示の通り取り付けなければならない。レガッタの期間中は正しい位置に維持されなければならない。
- 21.2 艇は、主催団体から支給される大会広告を表示しなければならない。これらの広告は一緒に支給される指示の通り取り付けなければならない。レガッタの期間中は正しい位置に維持されなければならない。

22. 運営艇

- 22.1 運営艇は以下の通りの標識をつけるものとする。
- レース委員会艇：白地に青文字で「RC」の旗
 計測委員会艇：水色地に黒文字「M」の旗（海上インスペクション艇）
 ジュリー：白地に紅文字「Jury」の旗
 プレス：桃色、長方形の旗
 VIP艇：白地に黒文字「VIP」のボード
 支援艇：大会本部から支給される緑色の旗、またはリボン

23. 支援艇

- 23.1 支援艇は SI 1.4 を順守しなければならない。
- 23.2 支援艇は予定された登録期間内に登録し、それが支援する艇（または複数の艇）を申告しなければならない。支援艇は主催団体が支給する識別旗を掲揚しなければならない。
- 23.3 支援艇は、準備信号からすべての艇がフィニッシュするカリタイアするかまたはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでは、レースコースから 150m 以上離れていなければならない。
- 23.4 支援艇によるこの SI 23 に定めるいかなる規則の違反も、その支援艇が関係する艇の規則 2 [公正な帆走] 違反とみなされなければならない。抗議の対象となる。その支援艇に關係する艇に対するペナルティーは、ジュリーの裁量に委ねられなければならない。得点から除外できないこともある。この項は RRS 64.1(c)および A2 を修正している。
- 23.5 支援艇のドライバーは、参加艇に要求されるのと同額の第三者賠償保険に加入していなければならない。保険加入の証明を登録の際に提示しなければならない。

24. ゴミの扱い

競技者はゴミを水中に投棄してはならない。ゴミは陸上で適切に処分するために保持しなければならない。または運営艇にそのような機能がある場合には、運営艇に渡してもよい。

25. 艇を浮かべることおよび上架の制限

艇は、11月21日（金）17:00 までには日産マリーナ東海内の指定された水面に浮かべていなければならない。また、艇はレース委員会の事前の許可があり、その条件に従っている場合を除き、最終レースが終了するまで上架してはならない。これにはラダーも含まれる。

26. 潜水用具、プラスチック・プールおよびその他の禁止行動

- 26.1 水中呼吸器具、プラスチック・プールまたはそれらに類するものは、計測終了時刻からレガッタ最終時点までの間、艇の周辺で使用してはならない。
 泳いだり、艇にぶら下がったりして、ロープや布、艇体の清掃のために考案された器具を、いつでも使用できる。
- 26.2 いかなる方法でも、清掃や点検を目的として艇を傾けることは、レガッタ期間中禁止される。

**27. 無線通信**

緊急の場合を除き、艇はレース中、無線通信の送受信を行ってはならない。
この制限は携帯電話にも適用する。

28. 賞

総合 1 位から 3 位までに賞状及び賞を授与する。
各レースのトップ艇に賞が与えられる。
上位、5 チームのヘルムスパーソンに 2015 年世界選手権への出場資格を与える。

29. 責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4【レースをすることの決定】参照。
主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

30. 保険

参加艇は、大会期間を含む有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

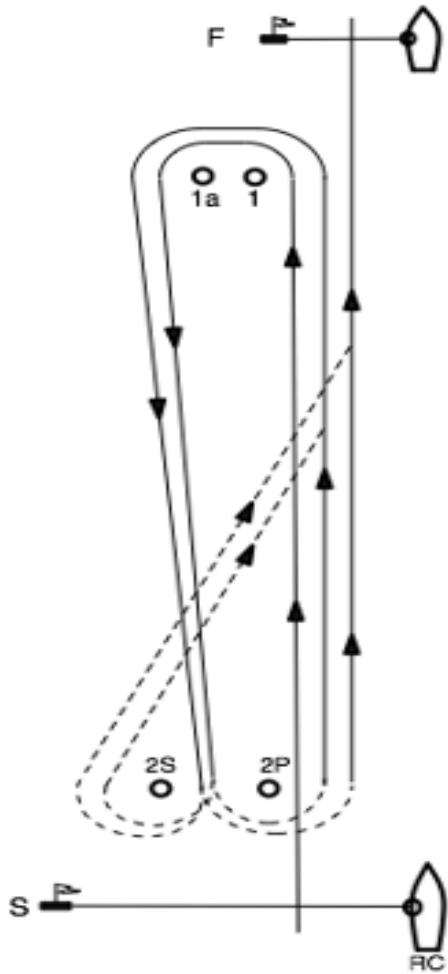
添付図A レース・エリア



添付図B レース・コース（風上－風下コース）

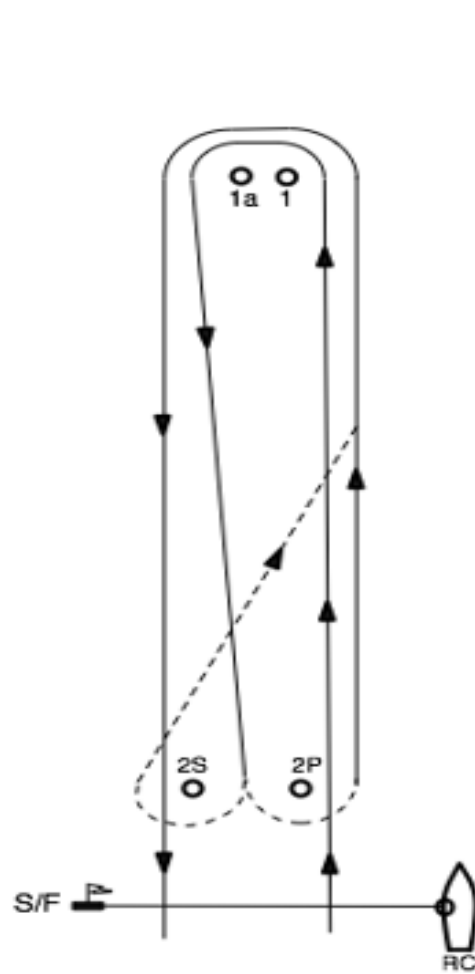
【コース1】

スタート－1－1a－2S/2P－1－1a－2S/2P－フィニッシュ



【コース2】

スタート－1－1a－2S/2P－1－1a－フィニッシュ



添付書 1 — いくつかのクラス規則違反に対する代替的ペナルティー

代替的得点ペナルティーは、特定のクラス規則違反に対して適用しなければならない。これらのペナルティーはすべて、RRS 44.3(c)を修正して下記の通り計算しなければならない：

下記クラス規則の 1 つに違反して得点ペナルティーを履行する艇のレース得点は、ペナルティーがなかった場合に得られたはずの得点を、ペナルティー数の分だけ悪くしたものでなければならない。ペナルティー数は、参加艇数に、特定の規則に対して示された得点ペナルティー・パーセンテージを掛け、小数点以下第 2 位を四捨五入して計算しなければならない。ただし、その艇を **Do Not Finish** よりも悪い得点としてはならない。他の艇の得点は、これらのペナルティーの適用により変更してはならない。

クラス規則	違反行為	得点ペナルティー
2.5.6	計測証明書のコピーおよび必須装備とオプション装備の一覧表が艇内に搭載していない。(ひとつまたは両方)	5%
2.6	広告が規制に従っていない	5%
3.6.10 (o)	メインセールのラフおよび/または、フットが規則 3.5.2(d)が規定する識別ラインの外にセットされている。	10%
4.1.7	少なくとも 9 リットルの容量があり、ラニヤードが取り付けられた、水汲みバケツを搭載していない。	20%
4.1.10	2 リッター以上の船外機用燃料を、その日の最後のレースでフィニッシュ・ラインを横切った時点で、搭載していない。	20%
4.1.1	コンパスが無くなっているか使えない。	20%
4.1.4	シーアンカーが取り付けられた投げ入れることのできる救命器具がデッキ上にあり使用可能となっていない。	20%
4.1.6	必要な救急キットとマニュアルを搭載していない。	20%
4.3	アンカー、船外機、バッテリーおよび燃料タンクのいずれもが、動かないように固縛されていない。	20%
7.1.19	伸縮性(ショック)コードが、特に許されている場所以外で、スタンディングまたはランニング・リギンに用いられている。	10%
8.1.2	バッグから出したセール以外の、必須またはオプション装備を、キャビンの底のキール上に積載すること。	10%
8.1.3	通常のセーリング・ギアを、通常の、および正常な収納場所以外で、セーリング上の重量を得るために意図して使用すること。	10%
8.3	帆走指示書がレガッタの期間中は艇を水に浮かべておかなければならないと規定しているときに、ラダーを水中から取り出すこと。	10%

艇が上記ペナルティーの 1 つを受ける場合には、プロテストの判決には、同じペナルティーをその後の違反に適用できるかどうか、または適用することにするかどうかを、含めなければならない。プロテストの判決はまた、ジュリーが指定した時間の範囲においては、艇は同じクラス規則で再び抗議されることはない、ということ指定することができる。ジュリーは、ペナルティーをどのレース(複数のこともある)に適用するかを決定する。